

第三者評価結果

事業所名：大師駅前 ひよこ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、園長と主任が骨子を作成し、職員会議において全職員で話し合いを行い完成させています。作成にあたり、保育所保育指針を参考にし、園の理念、方針、目標に基づき、「愛情たっぷりの保育を行い、子どもたちが人の気持ちのわかる子どもに育つことを望んでいること」を記載しています。年度初めに掲示するとともに職員会議において全職員に周知し、その後はいつでも振り返ることができるよう、ファイリングして事務所に設置しています。年度末には保育内容や各年齢の保育目標などについて全職員で振り返りを行い、次年度の計画に生かしています。園の保育の特徴として、壁のない保育室で、全職員が全園児を把握して保育を行うことを目指しています。また、近隣に昔からの商店街が多く存在することを念頭に、行事などにおいて地域との交流を行うことを盛り込んでいます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は、1階を0～2歳児、2階を3～5歳児が使用しています。2階の1部屋以外は、各年齢の保育室を低い棚で仕切って設けています。各保育室には大きな窓があり、採光に恵まれています。各保育室に湿温度計と空気清浄機が設置されており、適温管理と換気がされています。コロナ禍の感染症防止対策として、毎日朝と夕方手すりやドアノブなどの消毒を行い、手拭きタオルは消毒した紙タオルを使用しています。おもちゃの消毒は子どもの午睡の時間に行っています。毎日清掃専門の職員が清掃を行っており、園内は清潔が保たれています。トイレや手洗い場は午前と午後清掃するほか、汚れた際はそのつど清掃をしています。0～2歳児クラスでは、食事の後に清掃して午睡の場を作っており、3～5歳児クラスは、2階の多目的ホールを使用して午睡を行っています。子どもがくつろげる場として、保育室のスペースの一部を棚で仕切り、保育士と1対1で過ごせる空間を作っており対応しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園前の子どもの発達過程や家庭環境は、入園時に提出してもらった児童票や保護者との面談を通して把握しています。その後は、日ごろの保護者との会話や連絡帳、個人面談などを通して情報を得ており、子ども一人ひとりの個人差を尊重して保育を行っています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、できるだけ子どもとふれあうことと待つ姿勢を大切にしています。表現することが十分でない子どもには、いろいろと問いかけをして子どもの気持ちを聞き取るようにしています。保育の心得を伝える手立てとして、園長は保育の様子を見て気づいたことを会議などで話しています。職員は子どもの目線まで姿勢を低くして、子どもと目を合わせて話すことを心がけています。毎年人権研修を受けています。また、良い言葉に言い換えることができるよう「言葉のリフレーミング」を学び、廊下に掲示しています。職員間で子どもへの声掛けに気になることがある場合には、会議などで話し合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもが無理なく基本的な生活習慣を身につけることができるよう、一人ひとりの成長や発達に合わせて保育を行っています。トイレトレーニングは、年齢や月齢に合わせてではなく、排泄の間隔を見て保護者と相談しながら進めています。お箸の使用についてはスプーンとフォークが使えるようになってから始めています。着替えや食事に関しては、子どものやる気を尊重し、できないところを手助けし、できるだけ自分でできることを待つようにしています。スモールステップの課題を取り入れ、例えば、着替えに関しては「靴下をはく」「ズボンを脱ぐ」など小さな課題からクリアできるよう配慮しています。活動や休息は、登園時の保護者からの情報と子どもの状況に合わせて行っています。2～5歳児クラスでは、「朝ご飯を食べる大切さ」「早寝早起きの大切さ」「手洗いうがいの大切さ」など、基本的な生活習慣についてクラスの状況を見ながら話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもたちが自発的・自主的に遊ぶことができるよう、遊ぶ時には数か所の遊びの場を作っています。子どもが好きな遊びを選べるとともに、いろいろな遊びやおもちゃに触れることができている。多目的ホールでは、体操やボール投げなど、体を動かす遊びを行っています。近隣には「遊具のある公園」「広場のある公園」「自然豊かな公園」などさまざまな公園があり、活動により公園を選んで散歩に行っています。遊びのルールや待つことなどを通して、社会的なルールが身に付くよう配慮しています。地域との交流として、ハロウィンに仮装して近隣の商店街を回ったり、クリスマスには近隣の商店街や交番などを訪ねて、日ごろの感謝を込めておせんべいのプレゼントをしたりしています。さまざまな表現活動として、季節ごとに製作を行うほか、全クラス週1回リトミックを楽しみ、2～5歳児クラスでは隔週に専門講師による体操教室を行っています。また、移動動物園や人形劇団を招き、動物とのふれあいや文化に触れる機会を持っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児の保育では、子どもが安心して過ごせるよう、どの時間帯にも顔なじみの担当保育士がいるように配慮しています。また、保育士から積極的に、頻りに声掛けをし、子どもの表情や反応から子どもの気持ちを読み取るようにしています。子どもが泣き出した時には、すぐに抱き上げて、なぜ泣いているのかを問いかけに対する反応から読み取るようにしています。ハイハイをする子どもには空間を広くとったり、つかまり歩きをする子どもには柵などを使用して歩ける場所を作ったりするなど、子どもの発達に合わせて環境づくりを工夫しています。また、マットを使って山を作って遊んだりでんぐり返りの練習をして、転んでもけがをしない体力づくりを心がけています。保護者とは24時間時系列で記載できる連絡帳を用意し、子どもの健康、食事、排せつ、睡眠などについてやり取りしています。また、行事の時には行事の様子を写真に撮り、その日のうちに玄関に掲示して知らせています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児の保育では、子どもの様子をよく観察し、子どもが困っている様子や表情をした時にはすぐに声掛けするように配慮しています。子どもが自分でやりたいと思っていることを尊重し、できないところを手助けし自分でできるようサポートしています。散歩に行くときには、子どもたちの興味に合わせて公園を選び、花を見たりどんぐりを拾ったりするなど、探索活動が十分に行えるよう配慮しています。また、遊ぶ時には子どもの遊びが広がるよう、保育士もいっしょに遊びに加わっています。おもちゃの取り合いやけんかの時には、保育士が双方の言い分を聞き取り、お互いの気持ちを代弁しています。異年齢のかかわりとして、朝夕の延長保育の時間に異年齢で過ごすほか、異年齢のクラスで散歩に出かけています。お迎えの時に子どもの様子や興味を持つようになったことなどを伝えるとともに、毎日連絡帳を通して、食事、排せつ、睡眠や体調などについて保護者と情報交換しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児の保育にあたっては、ルールのある遊びを段階的に取り入れつつ、遊びの中でマナーを伝えています。生活発表会ではハンドベルやダンスを披露しました。4歳児の保育にあたっては、さらに細かいルールのある遊びを段階的に取り入れ、友だちと楽しんで取り組めるよう配慮しています。生活発表会では歌を交えてオペレッタを発表しました。5歳児の保育にあたっては、遊びや製作において、自分から仲間を募り実行できるよう保育士が見守りながら、周囲への声掛けなどのお手伝いをしています。生活発表会では子どもたちと相談しながら子どもたちの好きな劇を選び、配役も子どもたちが相談しながら決めました。また、川崎区の保育園作品展に向けて、5歳児がアイデアを出し合い作品作りを行いました。保護者には、毎日クラスごとに子どもの活動の様子を用紙に記載し、玄関に掲示して伝えています。行事の時には、その様子を写真に撮り、その日のうちに玄関に貼り出しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障がいを持った子どもが過ごしやすいように、室内には段差がなく、園内に多目的トイレとエレベーターを完備しています。障がいのある子どもの保育にあたっては、担当保育士が個別支援計画を立てています。計画は職員会議で全職員に周知し、配慮の必要な事柄について毎日の申し送りに対応について話し合っています。子どもの特性に合わせて保育を行い、子どものできることを増やしていきます。また、ほかの子どもといっしょに活動できる機会を設けて、子どもたち同士が自然にかかわれるよう援助しています。保護者を通して、川崎市南部地域療育センターと情報交換を行い、連携を取りながら保育を行っています。年1、2回、川崎市南部地域療育センターの方の訪問を通して、子どもの様子に合わせた対応についてアドバイスを受けています。毎年障がいを持つ子どもの保育について研修を受けています。今年度は、研修をオンラインで受講し、その後園内研修を行いました。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもたちの一日の生活を見通して、外で遊んだりたくさん体を動かしたりした後は、休息を取ってお茶を飲んだり、絵本を読んだりパズルをしたりするなど、座って遊ぶ時間を設け、体を休める時間を作っています。また、子どもたちに活動について希望を聞き、子どもたちがストレスなく活動できるよう配慮しています。朝の集合前の時間と夕方の時間は異年齢で過ごすことが多くなります。小さな子どもが泣いていたら、年齢の大きな子どもが頭をなでてあげるなど、自分が小さなころにしてもらったことを同じようにしているほほえましい姿が見られます。夕方子どもが少なくなるにしたがって、部屋の移動を行っています。そのつど、絵本を読んだり遊んだりして、落ち着いて過ごすことができるよう配慮しています。夕方6時半におやつを提供しています。引き継ぎは口頭とホワイトボード及び引き継ぎ書を用いて行っており、朝からの子どもの様子を保護者に伝える仕組みができています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を掲載するとともに、小学校との連携について明記しています。また、5歳児クラスの年間指導計画及び月間指導計画の中にも小学校就学に向けての取り組みについて記載し、それに基づいて保育を行っています。子どもたちが小学校での生活に見通しが持てるように、5歳児の後半において、整列、体育座り、ボール投げ、縄跳びやひらがなの読み書きを活動の中に取り入れています。小学校について知ることができるよう、卒園した小学1年生が今度入学する子どもたちに向けて、学校紹介の大きな手紙をプレゼントしてくれています。保護者には、就学前検診の前に個人面談を行っています。保護者からの質問を受けるとともに、子どものできていることやできていないことを話し合い、小学校から求められていることなどを伝えています。保育所児童保育要録は、1月に担当保育が記載し、園長・主任が確認して提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 保健衛生に関するマニュアルを整備し、年間保健計画を立てて、子どもの健康管理を行っています。子どもがけがをした時には、小さなけがでも保護者に伝え、その後の経過を確認しています。子どもの既往歴や予防接種の情報は、入園時に提出する健康記録表に記載してもらい、その後は、健診結果などを保護者に伝えるすこやか手帳に記載してもらうことにより、把握しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策として、年1回職員間で研修を行っています。午睡時にはチェックの徹底を行うとともに、うつぶせ寝は上向きに変えるなどの対応をしています。保護者にも園での取り組みについて伝えています。また、保育園の子どもに関する取り組みについて、入園のしおりに基づいて、与薬には決まりがあることや体調不良時の対応などを説明しています。感染症にかかった場合の登園停止基準についても、入園のしおりに記載し、周知しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの健康管理として、内科健診と歯科健診を行っています。内科健診は、0、1歳児クラスでは隔月、2～5歳児クラスでは年3回、歯科健診は、全クラス年1回実施しています。身体測定は全クラス毎月行っています。身体測定や健康診断の結果は、予防接種や既往歴について記載している健康記録表に記載しています。保護者には、すこやか手帳に記載して結果を伝えています。身体測定の結果に基づいて、年1回栄養士がカウプ指数をつけています。やせ気味や太り気味の子どもがいた場合には、保育士に連絡して、保護者の話を聞いたり、アドバイスをしたりしています。歯の記念日には、紙芝居などを使って、歯磨きの大切さなどを子どもたちに話しています。また、5歳児クラスでは、栄養の話、風邪など感染症の話、排泄の話など、健康について話をする機会を設けています。園医には、感染症の予防や対応などについて相談をしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園前面談で子どもの食物アレルギーについて把握し、アレルギー疾患のある子どもには、医師の生活管理表を提出してもらい、それに基づいて食事を提供しています。その後は、半年に1回生活管理表の更新をしてもらっています。慢性疾患のある子どもがいる場合には、医師の指示にしたがって保育を行うことになっています。毎月保護者にアレルギーのある食材を記載した献立表を提示し、両者で確認しながら提供しています。食事を提供するときには、オレンジ色のお盆に名前と除去食を記載し、栄養士と保育士が確認しています。ほかの子どもとは距離を置いたスペースで保育士がそばについて食事をしています。園では、厚生労働省の「アレルギー対応ガイドライン」に基づいて「食物アレルギー対応マニュアル」を作成しており、職員は、年度初めにアレルギー疾患やその対応について研修を受けています。保護者には、アレルギー疾患について入園のしおりなどを通して情報提供しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 子どもが食に関心を持ち、食事を楽しむことができるよう、全体的な計画の中で食育について記載するとともに、栄養士が中心となってクラスごとに年間食育計画を立てています。食材に関心を持つ取り組みとして、3～5歳児クラスでは、とうもろこしの皮むきやそらまめのさやとりなどを行いました。秋にはさつま芋掘りも行いました。5歳児クラスでは、苗木を買い、園のプランターでピーマン、なすやトマトの栽培をしました。また、5歳児を対象に栄養士が三大栄養素の話をしています。食器は絵柄のついた陶磁器製のもので、年齢に応じた大きさのものを使用しています。3～5歳児クラスでは、子どもの希望を聞いて食事の量を調整しています。苦手なものに関しては、量を少なめにして、少しでも食べたらほめるようにしています。保護者には、毎日食事のサンプルを玄関に展示して給食の内容を伝えるとともに、毎月給食だよりを発行して、献立の内容や食育について伝えています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 献立は川崎市の2週間サイクルの献立を使用しています。毎日残食を記載し、栄養士や調理員が子どもの食事の様子を見に行っています。また、毎月の職員会議において子どもの好き嫌いや喫食状況について話し合っています。1回目の給食提供で子どもに人気のない食材に関しては、次回切り方を変えたり、小さく刻んだりするなどの工夫をしています。子どもの体調にも配慮し、朝の申し送りや体調のすぐれない子どもがいた場合には、おかゆを出したり、ミルクをお茶に変えたりするなどの配慮をしています。子どもたちが食事を通して季節を感じるができるよう、春にはたけのこ、夏にはえだまめ、秋には柿を出すなど、季節に応じて食材を選んでいきます。また、行事に合わせて、七夕にはソーメンと星形のゼリー、ハロウィンにはカボチャのスープ、クリスマスにはチキンを提供するなど行事食に配慮しています。食材加熱時の中心温度測定や調理器具の適切な消毒などについては、大型調理マニュアルに沿って衛生管理を行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0~2歳児は毎日連絡帳を通して、保護者と子どもの体調、食事、睡眠、排せつなどについて情報交換しています。3~5歳児は気になることがあったときに連絡帳を使って情報交換し、毎日の活動を保育記録として記載し、玄関に掲示しています。保育のねらいについては、入園時に保護者に説明するとともに、個人面談や保護者を招いての行事（親子交流会、生活発表会）などで説明しています。園だよりにもその月のねらいについて記載しています。個人面談は、5歳児クラスでは、小学校の就学前検診の前に行い、子どもの成長や就学に向けての取り組みなどについて情報交換しています。0~4歳児クラスでは、12月に行う生活発表会で子どもの成長の様子を見てもらったうえで実施しています。個人面談を実施するにあたり、あらかじめ保護者にどのようなことを話したいかなどについて確認し、職員間でどのように伝えるかについて話し合っています。個人面談の記録は、子どもの個人記録ファイルにまとめています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者との信頼関係を保つことができるよう、明るい対応とあいさつを心がけています。入園時にいつでも相談に応じることができることを伝えています。相談に応じるときには、保護者の就労の時間に合わせて降園時に面接時間を設けるようにしています。相談の内容によっては、ほかの保護者に聞かれないよう、事務所や3階の部屋で対応しています。必要に応じて相談内容を記録し、継続して支援を行っています。保育所の特性を生かした保護者への支援として、栄養や食事に関して相談を受けた時には、保育士が栄養士と相談して相談に答えたり、子どもの遊びや成長に関する相談には保育士がといねいに応じたりしています。相談は連絡帳を通して受けるほか、送り迎えの時に担任が受けることが多く、相談を受けた職員は園長と主任に報告し、アドバイスを受けることができる体制が整えられています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待など権利侵害の兆候を見逃さないよう、登園時の子どもの様子を観察するとともに、着替えやトイレの時に身体のチェックをしています。虐待防止のマニュアルを整備し、虐待の種類、観察のポイントや発見した時の対応などについて掲載し、職員会議などで職員に周知しています。外部の研修にも参加し、参加した職員が園内で報告を行い、全職員に伝えています。職員が虐待等権利侵害の兆候に気づいた時には、すぐに園長・主任に報告し、ほかの職員にも様子を聞きながら子どもの様子を観察しています。保護者にも話を聞くようにし、保護者の精神面のサポートができるよう心がけています。虐待など権利侵害が疑われる子どもがいた場合には、園長から川崎市役所の地域子育て支援センターに連絡することになっています。その後は、こども家庭支援センター（中央児童相談所）など関係機関と連絡を取り、必要に応じて会議を開いて対応について検討する体制となっています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> 保育の年間指導計画は、期ごとに保育実践に関する自己評価を行い、年度末に振り返りを行って次年度の計画を立てています。月間指導計画は、クラスごとに養護、教育、食育などについて計画を立て、月末に振り返りを行い、次月の計画を立てています。週案は木曜日に作成し、毎日子どもの様子を保育日誌として記載し、週ごとに保育についての自己評価をしています。保育士個々の自己評価は、毎年12月と3月に理事長・園長との面談に合わせて実施しています。一年を振り返って、必要とされるスキルの指摘やそのギャップなどについて自己評価し、園長などからアドバイスを受け、保育の改善や専門性の向上につなげています。また、子どもの人権や権利について、職員会議などで話し合いを行い、人権についての自己評価も行っています。現在園としての自己評価は行っていませんが、今後は、職員個々の自己評価を参考にして、園としての自己評価をされるとさらに良いでしょう。	